

令和 7 年

寒河江市農業委員会第 6 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第6回総会

日 時 令和7年6月25日（水）午前9時00分

会 場 寒河江市中央公民館 2階 ホール

出席委員

1 番 山 田 和 義	2 番 影 沢 政 俊	3 番 後 藤 孝 好
4 番 西 尾 沙 織	5 番 眞 木 早百合	6 番 郷 野 富司男
7 番 猪 倉 通 文	8 番 氏 家 理 香	9 番 安孫子 智
10 番 大 泉 孝 彦	11 番 鈴 木 浩 之	12 番 原 田 義 人
13 番 芳 賀 宏	14 番 高 橋 博	15 番 奥 山 浩 二
16 番 布 施 功 子	17 番 片 桐 道 雄	18 番 木 村 三 紀

出席農地利用最適化推進委員

1 番 小 野 敏 行	2 番 五十嵐 博 志	3 番 斎 藤 幸 宏
4 番 渡 邊 慎 一	5 番 熊 坂 浩 行	6 番 川 越 卯一郎
7 番 鬼 海 和 幸	8 番 菖 蒲 修	9 番 渡 邊 正

事務局

事務局長補佐（総括） 高 子 英 晴	事務局長補佐（農地担当） 日下部 靖 広
農 地 係 主 任 土 田 修	農 地 係 主 任 芳 賀 遼太郎
総 務 係 主 任 清 野 倫	

報告事項

- （1）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- （2）工事進捗状況報告書について

議事

- （1）議第21号 農地法第3条の規定による許可処分について
- （2）議第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- （3）議第23号 非農地証明願の審議について

- (4) 議第24号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況について

開会 午前 8時57分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第6回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、9名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べることができますので、申し添えます。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、8番氏家委員、10番大泉委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

（報告事項朗読）

木村議長 ただいまの報告について、質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 質問がないようですが、他に事務局からありませんか。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) ありません。

木村議長 ないようですので、それでは、早速議事に入ります。
議第21号から議第24号までの議案について一括上程します。

(1) 議第21号 「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第22号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第23号 「非農地証明願の審議について」

(4) 議第24号 「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」

以上、議第21号から議第24号まで一括上程します。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。
片桐会長職務代理者、報告をお願いします。片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 はい、議長。17番、片桐です。

去る6月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告

に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件2件、非農地証明願案件1件の合計3件を審査しました。

議第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」順位13番、寒河江地区、資材置場用敷地への転用案件です。

申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地であり、計画通りであれば、特に問題ないと判断しました。

次に、順位15番、柴橋地区、共同住宅建築用敷地への転用案件です。

申請地は、農振農用地区域外にある農地であり、周囲は既に宅地化しており、農地はなく、計画通りであれば、特に問題ないと判断しました。

議第23号「非農地証明願の審議について」順位7番、西根地区の案件です。

申請地は大字日田字平田にある土地で、昭和58年に農地法第5条の規定による許可を得て、20年以上資材置場として利用されて、現在に至っている土地で、非農地と判断できる場所でした。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間に

については30分程度としまして、9時40分までとします。
それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時40分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。
 初めに、議第21号「農地法第3条の規定による許可処分
 について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、
 地区審査結果の報告をお願いします。
 初めに、寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。

原田委員 はい、議長。

木村議長 はい、原田委員。

原田委員 12番、原田です。
 議第21号「農地法第3条の規定による許可処分について」、
 10ページをご覧ください。順位24番。

(議案書順位24番朗読)

 場所は、県道458号線沿いの中郷にあるそば処鈴亭から
 大江町方面に進みまして、すぐ左の山道を約500m登った
 ところになります。

 6月13日に寒河江・南部地区の農業委員と推進委員で現
 地調査を行いました。借人は昨年新規就農をいたしまして、
 この付近では4筆目の農地となっております。雑草があり、
 やや荒れた状況でありましたが、2筆目も整地して、すもも

を作付けしており、意欲ある農家でありまして申請通りであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位 2 5 番。

(議案書順位 2 5 番朗読)

場所はローソン寒河江西根店の裏の道をチェリーランド方向に約 4 0 0 m 進んだ右手の農地になっております。

6 月 1 3 日に寒河江・南部地区の農業委員と推進委員で現地調査を行いました。譲渡人の労力不足によるものです。

畑は整地されておりまして、譲受人は唐辛子とかネギを作付け予定であります。申請通りであれば問題ないと思われます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも異議ございませんでした。

続きまして、順位 2 6 番。

(議案書順位 2 6 番朗読)

場所は陵南中学校から西に約 1 5 0 m 進んだ右手の農地になります。

6 月 1 3 日に寒河江・南部地区の農業委員と推進委員で現地調査を行いました。

元さくらんぼ畑のようでありまして、伐採された木が数本残っていましたが、他は整地された状態になっておりました。

申請通りであれば、問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも異議はございません

でした。

続きまして、順位 27 番。

(議案書順位 27 番朗読)

場所でございますが、県道元町高屋線沿いでありまして、中部小学校の南側約 100 m の場所になっております。

周囲を住宅に囲まれた畑になります。県道沿いでやや不便な場所になりますが、綺麗に耕されており、枝豆などを耕作予定です。申請通りであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位 28 番。

(議案書順位 28 番朗読)

順位 28 番は 2 筆の申請地でありまして、一筆目が、おーばん寒河江西店の西側の住宅地が途切れたあたりの南北にかかる細長い土地になっております。現在は膝丈ぐらいの雑草地になっております。2 筆目となりますが、柴橋の老人ホーム長生園の交差点から北東方向に約 100 m の場所になります。ビニールハウスを含んだ農地になっておりまして、現在はボイラー、灯油タンクなど廃材が置かれており、やや荒れた状態になっておりますが、いずれの農地も整備され申請通りであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員 はい、議長。

猪倉委員 7 番、猪倉です。
順位 2 9 番。

(議案書順位 2 9 番朗読)

この場所は、下谷沢と清助新田との間くらいでありまして、上部は田んぼになっております。

所有権移転の土地の周囲はさくらんぼ畑となっております。その 1 か所が今回の譲受人の土地であります。右下が譲受人の所有、耕作しているさくらんぼ畑であります。譲渡人の農地は長らく耕作放棄地になっておりまして、これを譲受人が耕作してくれるのであれば、問題ないと考えます。

6 月 1 5 日、農業委員、推進委員全員で現地調査をしてまいりました。

現地調査、事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位 24 番から 29 番まで、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

木村議長

私から一つよろしいでしょうか。

順位 26 番、28 番について、何を作付け予定か聞いていますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） すもも、だそうです。

木村議長

わかりました。

他に、皆さんから何かございますか。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第 21 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第２２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。

原田委員 はい、議長。

木村議長 はい、原田委員。

原田委員 １２番、原田です。

議第２２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」、１３ページをお開きください。順位１３番。

（議案書順位１３番朗読）

場所が、寒河江工業高等学校南側の青山建設の裏になりまして、関連会社の東邦クレーンの南側に隣接する土地になっております。

６月１３日に寒河江・南部地区の農業委員と推進委員で、また６月１８日の事前審査会の出席のメンバーで現地調査を行いました。休耕地を購入いたしまして、業務拡大を伴う資材置場にするものです。申請通りであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位１４番。

（議案書順位１４番朗読）

場所は高田にあります田村クリニック前の道路を挟んだ南

側の田んぼの２筆目の休耕地となっております。

６月１３日に寒河江・南部地区の農業委員と推進委員で現地調査を行いました。申請者の丸の内運送の従業員用駐車場３２台分として、今まで使用していた借地を返却いたしまして購入するものでございます。会社まで徒歩数分の場所でありまして、申請通りであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前調査会、地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位１７番。

（議案書順位１７番朗読）

場所は、仲谷地にございます肉そば十三の南側にあります仲谷地第２公園近くの畑になります。

６月１３日に寒河江・南部地区の農業委員と推進委員で現地調査を行いました。この地区は住宅街に畑が点在している地域で、頻繁に５条申請がなされる場所になっております。今回は宅地分譲２区画の案件でありまして、申請通りであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも異議ございませんでした。

続きまして、１４ページになります。順位１８番。

（議案書順位１８番朗読）

場所ですが、寒河江街道の上高屋公民館の近くの信号を北東に約２００ｍ進んだ右手の休耕地となっております。

住宅建築予定で、周りも新築住宅が多い場所でありまして、申請通りであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも異議ございませんで

した。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。

後藤委員。

後藤委員

はい、議長。3番、後藤です。

13ページをご覧ください。順位15番。

(議案書順位15番朗読)

場所ですが、主要地方道天童大江線沿いのJA柴橋第一支所の近くにかねだいというスーパーがありますけれども、その道向いになります。

この用地の周りには、しばはしさくらんぼ子供園、駐車場、アパートなどがありまして、周囲を建物で囲まれている状況になっております。

6月14日に柴橋地区の農業委員と推進委員で現地を確認してまいりました。計画通りであれば問題ないと判断しました。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 先に、順位 1 5 番ですが、譲渡人が申請後に亡くなられたのですが、県に確認したところ、このまま許可できるということでした。

順位 1 3 番は資材置場用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 1 4 番は従業員駐車場用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 1 5 番は共同住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、農用地区域外にあり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担している区域内にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は、原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 1 7 番は、宅地分譲用敷地への転用になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 1 8 番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、農用地区域外にあり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担している区域内にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は、原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査

の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第２２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第２２号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第２３号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

芳賀委員

はい、議長。

木村議長

はい、芳賀委員。

芳賀委員

１３番、芳賀です。

議第 23 号「非農地証明願の審議について」、16 ページをご覧ください。順位 7 番。

(議案書順位 7 番朗読)

6 月 14 日に西根・三泉地区の農業委員、推進委員で現地を確認してまいりました。また 18 日の事前審査会でも現地を確認してまいりました。

場所はクリーンセンターの西側になります。上の方には主要地方道天童大江線が走っております。現在は資材置場になっておりまして、農地としては利用していないということであり、昭和 58 年に農地法第 5 条の規定による許可を得ており、その際、地目変更していないだけということですので、非農地であると判断してまいりました。

本日の地区審査におきましても異議はございませんでした。以上です。

木村議長 ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 それでは、これより質疑に入ります。

ただいま、地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。議第２３号「非農地証明願の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第２３号は、原案のとおり決定しました。

木村議長 次に、議第２４号「令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（総括）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（総括）） それでは、議第２４号「令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」事務局から説明いたします。

(議案書朗読)

農業委員、農地利用最適化推進委員の方々の最適化活動についての実施状況、目標達成状況の点検・評価が求められています。国からの通知に基づき、本来委員の皆様から、先にお渡ししております様式３を４月末まで提出いただき、それ

に基づきまして総会にて点検・評価したうえで様式３の所定の枠に評語及び、総会で出された意見を記入し、皆様に通知することとされております。

今回につきましては、本日まで各自点検・評価を提出していただき、様式３に総会で出された意見を記載させていただきたいと考えております。

資料に戻ります。

(議案書朗読)

資料１の農業委員会の達成状況、資料２の農業委員・推進委員の評価点の状況、資料３の各地区の実施状況となっておりますが、これらをご覧になりまして、この場におきまして総会での意見をいただきたいと思います。その意見につきましては、先ほど皆様にお渡ししました様式に記載させていただきたいと思います。

なお、資料１から３につきましては、総会終了後回収させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上であります。

木村議長

これより、質疑に入ります。

ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

芳賀委員

はい、議長。

木村議長

はい、芳賀委員。

芳賀委員

１３番、芳賀です。

３ページの既存遊休農地の解消が、なかなか進んでいない

という現状は分かるわけですが、今後、どうやってこれを解消していくかという方策が必要だと思います。昨年も話をしましたが、解消するための補助事業を見直ししてほしいというような話をしたわけですが、令和7年の遊休農地の解消のための補助事業というのは、どうなっているのかお聞きしたい。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（総括）） 令和7年度の補助事業ですが、令和6年度と同様の内容となっております。予算要求時に補助率のアップや補助金の増額を要望しましたが、それが通らず前年同様となっております。

芳賀委員 ということは去年と同じということ。

木村議長 寒河江市としてはあまり遊休農地の解消には力を入れていないということとして理解されますね。

芳賀委員 遊休農地が解消されていない現状があって、それをどうやって解消していくのかという方策が見えていないとすれば、方策を講じなくてはならないはず。講じる事が出来ない、講じていない、より進めていこうとする意思表示がないということなので。

木村議長 耕作放棄地を解消するには、解消する前に、誰が入るのか考えていかなければならない。その前に解決しなければならない問題が何点かあって、力を入れて遊休農地の解消を実施できるような補助事業であってもよいのかと。

農業委員会の中で、会長職務代理者、農業振興常任委員長、

農地常任委員長を含めて要望をまとめながら、市の上層部に要望したいと思いますので、市長との日程を調整して要望書を提出したいと思いますので、それでよろしいですか。

芳賀委員 はい。

木村議長 他にございませんか。

渡邊推進委員 はい、議長。

木村議長 はい、渡邊推進委員。

渡邊推進委員 推進委員の渡邊です。

3 ページの新規参入の促進についてですが、新規参入者を受け入れるということですが、現実的に新規参入者が離農しているということもあり、実態はどうなっているのかお聞きしたい。

木村議長 事務局わかりますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 寒河江市でも新規就農して、しばらくして離農する方はいらっしゃる。体調面や家庭事情により、せっかく就農したものの離農する方がいると聞いております。新規就農者が離農しないように農業委員、推進委員の皆様よりお力添えいただきながら、また、農林課でも補助事業で育成等に力を入れていきます。なお、農林課に新規就農者への指導ということで伝えておきたいと思います。

木村議長 県農業会議の中でも、その話が度々出ます。各市町村の農業委員会会長の方々から話を聞いてみると、新規就農して離

農される方がいらっしゃるようで、各市町村でも同じような悩みがあるのではないかと考えております。そのあたりの実態調査をしなければならないと考えております。県農業会議の総会で、そのことについて発言したいと思います。

木村議長 皆さんから新規就農についてご意見等ございませんか。眞木委員いかがですか。

眞木委員 農業は後継者不足で、新規就農という形で就農するということになると、それだけで毎月お金が入ってくるということで、新規就農という形で5年間だけ農業しようかなというような方もいるようです。一時の間だけ農業をする方もいるということも心した方がいいのかなと思います。

木村議長 私もその通りだなと思ったところであります。新規就農者の審査についても厳格にしていかなければならないと考えております。他にございませんか。

事務局（事務局長補佐（総括）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（総括）） 資料1から2に対しての総会での意見ということですが、けれども、もし皆様からこれ以上意見がないということであれば、事務局案ということで提案させていただいてよろしいでしょうか。総会での意見ということで、事務局案ですが、でも、「日常活動においても最適化活動につながることもあるということを意識して、日ごろから積極的に農業者への声掛け、農地の見回りを行い、活動を忘れずきちんと記録する」ということを提案させていただきます。

木村議長 意見を求められたことについて、事務局より提案された内容
でよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、採決いたします。議第２４号「令和６年度農業委
員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況
について」、原案のとおり決議することに賛成の方の挙手を求
めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第２４号は、原案のとおり決議いた
しました。

木村議長 これで、本日上程された議案については、全て議決されまし
た。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前 １０時２８分

令和7年6月25日

第6回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 8番委員 氏家理香

議事録署名委員 10番委員 大泉孝彦